寄付金控除について

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会は、令和２年４月６日に税額控除対象法人としての証明を武蔵野市より受けました。これにより、小口寄付にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。（令和２年４月10日から令和７年４月９日までの寄付金が対象となります。）

寄付金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告が必要となります。その際、本会が発行した領収書と、さらに税額控除を選択する場合には「税額控除に係る証明書」の写しの添付が必要となります。

寄付による控除が受けられる税について

１．所得税（個人の方）

確定申告の際に、「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択できます。どちらか有利な方を選択して、所得税の控除を受けることができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

①税額控除

・寄付金のうち、2,000円を超える額の40%が所得税から控除されます。
（控除額は、所得税額の25%が上限となります）

②所得控除

・寄付金のうち、2,000円を超える額が課税所得から控除され、その金額に税率をかけて税額が計算されます。

○所得控除額の計算例：所得税率※1が10%の方が年間50,000円の寄付をした場合

①税額控除方式：（年間寄付金額※2 － 2,000円） × 40% ＝ 税額控除の額（還付額）
（ 50,000円 － 2,000円） × 40% ＝ 19,200円

②所得控除方式：（年間寄付金額※2 － 2,000円） × 所得税率※1 ＝ 所得控除による税額控除相当額（還付額）
（ 50,000円 － 2,000円） × 10% ＝ 4,800円

※1　所得税率は、「課税される所得金額」によります。（５%～45%）
※2　計算時の年間寄付金額は総所得金額の40%が限度となります。

２．住民税（個人の方）

①都民税

・寄付金のうち、2,000円を超える額の４%が都民税から控除されます。
（年間寄付金額※－2,000円） × ４% ＝都民税基本控除額

②市民税

・寄付金のうち、2,000円を超える額の６%が市民税から控除されます。
（年間寄付金額※－2,000円） × ６% ＝市民税基本控除額

※①・②とも年間寄付金額は総所得金額の30%が限度となります。

寄付金控除を受けるには、１月１日～12月31日までの寄付について、翌年の３月15日までに税務署で確定申告を行う必要があります。それにより、寄付された年の所得税還付と翌年度の住民税の税額控除が受けられます。

また、個人住民税だけの控除を受ける場合は、市に「個人住民税（市民税・都民税）申告書」を提出してください。なお、申告の際には寄付金の領収書などが必要です。

その他、法人税及び相続税については、税務署や税理士にお問い合わせください。